議会運営委員会記録

令和2年12月3日(木) 開議 15 時 35 分 閉議 16 時 29 分 全員協議会室

出席者

[委 員] 笹田委員長、川上副委員長、三浦委員、沖田委員、柳楽委員、飛野委員、 岡本委員、芦谷委員、道下委員、澁谷委員、牛尾委員

〔議長団〕川神議長、佐々木副議長

〔委員外議員〕西川議員、西村議員

[執行部] 坂田総務部長、佐々木総務課長、河内財政課長、猪狩総務管理係長

[事務局] 古森局長、下間次長、近重書記

議題

1 令和2年12月浜田市議会定例会議について

資料1-1~1-3

- (1) 令和2年12月浜田市議会定例会議の追加議案等及び付託案について
 - →原案のとおり了承
- (2) その他
 - →特になし
- 2 陳情審査について
 - (1) 陳 情 第 171号 傍聴人の説明を受け付けない規定を明らかにすることを 求める陳情について 【**賛成多数** 採択】
 - (2) 陳 情 第 172号 傍聴人の発言に関する対応を明確にすることを求める 陳情について 【**賛成多数 採択**】
 - (3) 陳情第173号 陳情者の説明機会を妨げることの是非を問う陳情について

【賛成多数 採択】

- ※採択に当たり、陳情者からの主旨説明を受け、上記3件の陳情書に記載されている、 傍聴人を「陳情者である傍聴人」として取り扱うことを確認し採択とした。
- 3 請願者等の意見陳述の機会(案)について
 - (1) 本案を今後検討することについて
 - →検討することで決定
 - (2) 所管委員会を議員定数等議会改革推進特別委員会にすることについて
 - →議員定数等議会改革推進特別委員会を所管とすることで決定

4 会派代表による一般質問について

資料2

- (1) 施政方針・教育方針提供から会派代表者会議の流れについて
 - →会派調整会議を廃止する。あわせて仮通告も廃止 質問方法は一括質問・一括答弁
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた質問時間について
 - →現行から10分短縮して会派の持ち時間を下表のとおりとする。

| 会派人数 | 8人 | 6人 | 4人 | 2人 |
|------|-----|-----|-----|-----|
| 質問時間 | 50分 | 40分 | 30分 | 20分 |

5 浜田市議会申し合わせ事項の一部改正について

資料3

・浜田市議会委員会条例(委員の発言、委員長の発言)

→変更案で了承

- 6 令和3年1月以降の行政視察の取扱について
 - →令和2年度末(令和3年3月末)まで受け入れも他の自治体への視察も行わない。
- 7 その他
 - (1) 議会運営委員会主催議員研修会の日程及び内容について

資料4

(2) その他

【3月定例会議の個人一般質問の持ち時間】

今回と同様に20分とし、会派代表者質問1日、個人一般質問は3日間で行う。 ※昨年度は個人一般質問が4日間

【高速情報通信基盤整備事業の工事請負に関する議案の審査について】 国からの内示の時期により、次のとおり扱うこととする。

- ▶ 12 月定例会議中に内示が出た場合は、会議の期間中に追加提案、付託、採決
- 会議の期間外で内示が出た場合は、臨時会議開催

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[15 時 35 分 開議]

笹田委員長

ただいまから議会運営委員会を開会する。出席委員は11名で定足数に達している。それではレジュメに沿って進めていく。

1 令和2年12月浜田市議会定例会議について

(1) 令和2年12月浜田市議会定例会議の追加議案等及び付託案について

笹田委員長

説明をお願いする。総務部長。

総務部長

(以下、資料をもとに説明)

笹田委員長

ただいまの説明について質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

付託先について事務局長から説明をお願いする。

古森局長 笹田委員長 (以下、資料をもとに説明)

ただいまの説明について質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

では執行部はここで退席となるが、執行部に何か聞いておきたいことなどはあるか。

(「なし」という声あり)

では退席されて構わない。

《 執行部退席 》

2 陳情審査について

- (1) 陳情第171号 傍聴人の説明を受け付けない規定を明らかにすることを求める陳情について
- (2) 陳情第172号 傍聴人の発言に関する対応を明確にすることを求める陳情に ついて
- (3) 陳情第173号 陳情者の説明機会を妨げることの是非を問う陳情について

笹田委員長

本日、陳情者から提出した3件について説明したいとの申し出が あった。説明を求めることに何かご意見があるか。

この3つの陳情を見る限り、173号には陳情者、傍聴人と入っているのだが、172号と171号に関しては傍聴人と書いてある。傍聴人とは、ただの傍聴人の意見を求めるとはできないので、請願者もしくは陳情者の意見を求めることはそれ以外のもので受付可能だと考えるが、説明を求めることが望ましいと私は思うのだが、ほかの方の意見を聞いてみたい。いかがだろうか。

岡本委員

私は理解できなかった。171、172については傍聴人についての記載であり、傍聴人の方に発言を許可するということか。

笹田委員長

規程としては、本会議についても委員会についても資料があると 思うが、ただ傍聴人のみの意見は受け付けられないので、これは陳 情を受けても審議に値しないかと思うが、これが陳情者や請願者が 傍聴しているということなら、意見を求めることは委員長判断でで きると思う。そのあたりのものかどうかを陳情者に確認する手もあ るかと思う。いかがだろうかと。

柳楽委員

今言われたように傍聴人と陳情者や請願者で対応が変わってくると私も思う。173については、表題は陳情者になっているが、中身を見ると傍聴人と書いてあるので、出された方もその辺りについて不明確な部分があったのかと思うので、お聞きしてもよいと思う。

笹田委員長

陳情者の方が傍聴人として来られているので、説明を求めてよいか。

(「はい」という声あり)

では陳情者の方、3件まとめて説明をおおむね3分程度でお願いする。

陳情者

説明不足だったが173の傍聴人とは、陳情者である傍聴人という 意味で理解いただきたい。なぜかというと普通の陳情者は内容につ いて理解できてないし発言する情報も持ってないからである。

陳情ごとの線引きは難しいが、まとめて共通部分を説明する。そもそも市民は市役所や議員、議会に対して、言っても無駄、議論されるか、されないかわからない、わかりようがない、議論の中身も結論も理由もわからない。ほかの市民が声を出しているかも知りようがない。無観客試合で反応もわからない。こういう感じで市民は見ている。市民の関心もなくなり投票率も下がり、傍聴にも来ない。

特別な人を除き、一般人は議会や市役所に対して、聞く耳を持ってくれないという印象を持っている。市議会は当然のことながら市民の声を聞く大命題がある。そのギャップを埋めるために議会はいろいろやっておられる。例えば模擬議会を始めるという話があった。議会報告会や井戸端会は参加者が減少傾向である。市長直行便や議長なんでもメールをやっているが私も含めて市民は、誰かが言っているのか言ってないのかもわからない。どんどん関心がなくなる。それに加えて、せっかくある陳情制度に重心をかけてもらえないか。

私は、陳情を周知させて発展させることに大きな効果があると考える。なぜなら確実に議会に届く。そして必ず回答がある、採決も含めて。他人も自分もわかる。不採択のときは各議員の理由が公になる。ホームページにも公開されてとてもわかりやすい。陳情にはそういうメリットがある。そのため陳情にウエイトをおいてもらいたい。

全員配付にされた、例えばの但し書きについては、意見を言われた柳楽議員も勘違いだと言われるし、局長もなぜこういう結果になったかわからないとのことなので、できれば個人の特定というレベルをはっきりさせていただきたい。

陳情ごとの個別の説明に戻る。

171については、委員会が陳情者の説明を聞こうともせず、間違った解釈や理解不足で審査、採決されようとしているのを修正し、正しい理解のもとに審査、採決していただきたいためであり、妨害ではない。委員会の理解不足を身を挺して訂正しようとしている。やはり陳情者が望むなら説明をしてもらうことは避けて通れないのではないかと思っている。

172は、陳情者である傍聴人の発言は妨害ではない。正しい審査 のために情報を補うものである。正すべきは陳情者の説明を受け入 れない委員会だと思っている。

173は、誤った情報をもとに審議が進行しているなら誰もが望む ことではない。委員長は有効な情報なら提供してもらい、本来の仕 事である審査に貢献させるべきである。

笹田委員長

陳情者にお願いしておく。この3件は趣旨がほぼ同じなので一括 で審査してよいか。

陳情者 笹田委員長 違う気がするが、皆がそういう意見なら従う。

もう1つ、陳情の中身についてはわかりにくい部分が多くあるので、以後は正しくわかりやすい内容で陳情を書いていただきたい。 重ねてお願いしておく。

陳情者

確かにそのとおりだと思うが、普通の委員会で市役所の膨大な資料、説明されている資料をもとにやはり議論がある。文字で書いてそれだけで説明は難しいと思うので、誤解がないように簡単なことでもよいので短い時間でもとっていただいたほうが、私は書くのに慣れているが陳情は小学生でもできるのだから、そのプレッシャーは少しきついのでは。

笹田委員長

書くのが得意だという割にはわかりづらい文章が多いので、わかりやすくしていただけたらと思う。

説明が終わった。説明を受けて委員から意見をお願いする。

道下委員

一括でよいと思う。陳情は請願の次に重いと思っている。当会派でもいろいろ話したが、先般、次長から話があった。議会基本条例にもあるように開かれた議会、そして市民の声を的確に拾う。どのくらいの時間で陳情者に説明をもらうのか含めてもんでもらいたい。まずこの陳情を採択するか、しないかを議論していただきたい。

笹田委員長 岡本委員

陳情者の思いは理解しているつもりだが、陳情の中身は先ほど委員長も言ったとおり、十分議会に対してその中身は意を伝えられるものであるだろうと思うので、それをもってあえてまた陳情者に発言を求めるのは、その中の思いをそこに伝えていただければよいわけであって、私は必要ないと思っている。

そして、今現在もそうだが、Youtubeもしくはいろいろな 形で情報公開もしている。しているところに向けてさらに発言を求 めてどうするのか。請願や陳情を受けて我々は発言している。誰も が発言できるのはいかがなものか。

澁谷委員

浜田市議会は公開が大原則だといっておきながら、陳情とは憲法で認められた請願に準じることなので、傍聴人が説明されたいことがあるなら、制限時間を設けても意見を聞くのがダブルスタンダードにならない適正な判断かと思う。私は採択したい。

柳楽委員

委員長に確認したいが、先ほど傍聴人が、この文書には傍聴人と 書いてあるが陳情者の傍聴人のことだと説明された。この陳情の採 決にあたり、陳情者という意味で捉えて採決されるということでよ いか。

笹田委員長

先ほど陳情者からの説明で、ただの傍聴人ではなく陳情者として の傍聴人と説明があったので、そのように捉えていただきたい。

柳楽委員

そういうことならやはり原則として請願者、陳情者のご意見は伺 うべきだと思うので採択したい。

三浦委員

私も採択でよいと思う。ここで言う傍聴人は陳情者ということで 確認はできたので、そのように理解している。

笹田委員長

そのほかに意見はあるか。

(「なし」という声あり)

この陳情を採択することに賛成の委員は挙手をお願いする。

《 賛成者、举手 》

挙手多数でこれらの陳情は採択とすることに決した。

下間次長

柳楽委員もおっしゃっていただいたが、この陳情だけを見ると傍聴人ということで、お話を聞いて陳情者としての傍聴人ということがよくわかった。

採択でよいのだが、委員会は審査結果に意見をつけることができるというものがあるので、ここでの傍聴人とは陳情者としての傍聴人という意味合いで採択するのだということを、つけ加えていただいたほうが。後々これが、傍聴人は全部オーケーなのだという採択と間違わないために、そうしたほうがよいかと。

笹田委員長

もちろんそういった形で採択と、皆理解されているので、そういった形で変更していただけたらと思う。

3 請願者等の意見陳述の機会(案)について

- (1) 本案を今後検討することについて
- (2) 所管委員会を議員定数等議会改革推進特別委員会にすることについて

笹田委員長

本件については11月20日の議会運営委員会において、事務局から 提案を受け、(1)と(2)の2件について会派に持ち帰ることが決定した。

各会派で審議されていると思うので、意見をお聞きしたい。

柳楽委員

検討が必要だと思う。できれば委員会が統一した見解で進めてい

かないと問題があると思うので、それも検討していただきたい。(2) については議員定数等議会改革推進特別委員会でお願いする。

道下委員 三浦委員 議員定数等議会改革推進特別委員会でもんでもらいたい。

検討が必要と思う。議員定数等議会改革推進特別委員会にて議論 していただくということでまとまった。

芦谷委員

議員定数等議会改革推進特別委員会で議論をお願いする。

牛尾委員

議員定数等議会改革推進特別委員会でやらせていただくのが適当 かと思う。

西村議員

議員定数等議会改革推進特別委員会で検討するということだと受 け止めた。私もそれでよいと思う。

西川議員

私も議員定数等議会改革推進特別委員会で検討していただけたら と思う。

笹田委員長

全会一致で、本件については議員定数等議会改革推進特別委員会 で議論していただくことをここで決めたいと思うが、よろしいか。

(「はい」という声あり)

では、議員定数等議会改革推進特別委員会の牛尾委員長、お願い する。

4 会派代表による一般質問について

- (1) 施政方針・教育方針提供から会派代表者会議の流れについて
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた質問時間について

笹田委員長

こちらも2件について会派に持ち帰り集約することをお願いして いる。それでは(1)と(2)について、各会派の意見をお聞きしたい。

柳楽委員

そもそものところからだが、これまで施政方針、教育方針の中身 から大体質問されるのが多く、質問だけに終わる傾向が強かったと 思う。質問の中に提案が含まれるのが理想だと思う。そうすること で時間も短くなってくると思うので、これまでの時間の全て半分で よいのではないかと私は思う。

笹田委員長 柳楽委員

2人会派が15分になるが。

澁谷委員

それでよいかと思っている。そうすると会派間の調整も特に必要 ないと思う。

昨年度初めて代表者質問を行ったが締切日の2日前に各会派が集 まり、内容を調整する話だったが、たった2日でできる代表質問と は何かという思いが素朴にした。施政方針をもらった段階で会派で は内容の確認を始める。浜田市議会の代表質問で今一番問題なのは、 代表質問の内容が会派の提案ではなく、ただ聞くだけ、施政方針の オウム返しの質問が混じっていることが問題だと思う。きちんと揉 んでもらいながら自分たちの会派の考えはこうだが、市長どうなの かときちんと集約できれば重複しても構わないのではないか。ただ 聞くのが重複してしまうと教育振興についてお尋ねしますとなると

全てそうなってしまうので非常に安易な質問になってしまう。柳楽委員が言うような、今の持ち時間から半分というのは極端だと思うが、今の時間からマイナス10分にしたらどうかと。個人一般質問が20分なので。最低でも2人会派の方は20分は確保すべきではないかと。今の時間に対してマイナス10分として、問題は内容ではないかと、うちの会派では検討した。うちの会派は最初の段階で各常任委員会所属委員に内容を割り振ったりして提案してもらっていたのだが、その後にまた会派で持ち寄って確認していく作業を、今後はしていかないといけないと感じている。

笹田委員長

要するに10分減らすと2人会派は20分に、4人会派は30分に、6人会派は40分に、8人会派は50分にそれぞれ減らすということでよいか。

澁谷委員三浦委員

はい。

会派代表質問なので、会派の色を出すべきだというのが共通認識である。したがって会派間調整も難しい。会派間の調整はなし、時間は10分ずつ短縮とし、あとはわかりやすく市民に伝える意味を踏まえて考慮すると、一問一答方式がよいのではないかというのが会派の総意である。

芦谷委員

会派の政見を持ちながら事実関係を問う質問を避けながら会派の 政策を訴えると、提案することに力点を置いたらどうかと思ってい る。本当は2人会派で30分は必要なのだが、全体で10分マイナスと なるならそれに従うが、小さい会派に重点な配分をしながら、大き い会派には少し我慢していただけばよいと思っている。

岡本委員

創風会、山水海、超党はまだと同じ考えを持っている。まずコロナ対策で20分でやっているので、この20分をベースにして、私も10分削減を考えている。個人一般質問の20分を会派代表質問が割るのは問題があるので20分でとめ置いたらどうかと。

この3月に会派間の調整をさせてもらったが、できなかった。おのおの会派で考え方を持っているので、その特徴の中で例えば提案型になったり、もっと上の考え方を持つかどうかは会派の色なので。一問一答方式は会派代表質問ではやめたほうがよい。逆に会派代表質問は通しでやる、時間は10分カットという形でやっていただいたらと思う。

西村議員

一問一答は、政策の色合いを出す、強調することにはなじまないのではないかと思う。やり方として最初の質問に色合いを出すとすればなるのかと思うが、どうしても一問一答だと細かい話になりそうな気がして、やめたほうがよい気がする。

西川議員

会派の色が出るようにするなら、代表者会議はなくてよい。時間についても10分マイナスが妥当かと感じた。

川神議長

皆向いている方向は大体一緒のようである。副議長ともこの件に

8 / 13

ついては話をしてきたが、会派代表質問は何のためにやるのか、原 点に立ち返って考えねばならない。単なるパフォーマンスで終わる ならやめたほうがよい。個人一般質問とは違う角度、違う重みで執 行部に響き、物事が動くなら会派代表者質問は非常に有効である。

施政方針に関してが基本となっているが、施政方針に欠落している重要な問題もたくさんある。施政方針に沿ってではなく、会派内で問題を抱えているなら、会派内でしっかり議論して共通認識のもとに執行部にぶつける。そこが個人一般質問とは全く違う。会派としての共通認識で執行部に対して議論を行う。その辺のメリハリをつけることで、皆に論戦を張っていただきたい。おおむね皆さん方単に聞くだけとか意味のないこととは言わないが中身のある共通認識のもとで集団意見としてお示しいただければありがたい。より会派が結束して、さらに市議会がボトムアップするのだと思っているのでよろしくお願いする。

笹田委員長

各会派、オブザーバー、議長から意見をいただいた。今回で意見 を集約するのは難しいので、出た意見を事務局にまとめてもらい、 次回の議会運営委員会で再度検討したいと思うが、よろしいか。

岡本委員 古森局長 今まとめられるだろう。

時間で言えばマイナス10分というのが多かった。それを最終的に 決定していただけば。また仮通告は不要という話だったと思う。そ ういう点を皆に決定していただけば、会派代表による一般質問実施 要領の改正案を、次回に示せたらと思う。

笹田委員長

集約は必要ないというのは皆の意見が一致しているが、時間の部分で、超党はまだからは、少数会派には憂慮いただきたいという意見もあったので、ここは皆で話をしないといけない。何かご意見があればお願いする。

岡本委員

超党はまだの気持ちはわかるが、ここで再度気持ちを聞いて、やはり自分たちは配慮していただきたいというなら持ち帰るということでどうだろうか。

公明クラブの意見もある。お二人の気持ちを再度聞きたい。

柳楽委員

私がなぜ半分の時間でと申し上げたかというと、公明クラブの場合は予算要望や一般質問で実現できてないようなことも中心に質問させていただくようにしている。時間が短くなることで、よりやりたい内容を絞り込めるのかという気持ちがある。そのため、時間は半分でよいと申し上げた。今、10分マイナスという声が多かったが、公明クラブとしては別にそれでも構わない。

芦谷委員

20分でもやむを得ない気はしないでもないが、国政に関すること や平和だとか、我々の会派は大きい問題も抱えているので、20分で 網羅するのは難しい。できれば公明を含め、小さい会派には配慮願 いたい。 澁谷委員

現状でも2人会派で30分というのも配慮している。実際の8人会派は時間をかけたら1時間以上なるところを60分にしている感もあるので。それ以上はどうなのかなと。そうなると最大会派はもっと増やさないといけない。掛け算で正比例にしないと人数分ほどが時間を持つのが議会運営の原理原則だと思うが。

笹田委員長

こういう意見が出たので持ち時間については再度、会派でしっかり議論していただきたい。超党はまだと公明クラブの意見も踏まえて次回に協議したい。ぜひ会派に持ち帰って議論していただきたい。

岡本委員

超党はまだの気持ちはわかる。公明クラブはそうでない方向で皆に同調されている。そこだけ確認していただいて持ち帰って検討していただきたいが。

柳楽委員

もともと私の意見としては15分でも、そこに絞り込めばよいという考えだが、皆は2人会派で20分という意見だったので、公明クラブはそれでよい。

笹田委員長

極力皆の納得の上で持ち時間を決めたいので、最終的には多数決になるかもしれないが、そういうことはしたくないのでしっかり議論した後に分数を決めていきたい。ご理解いただきたい。

芦谷委員 笹田委員長 20分で了解しようと思う。

ということなので、20分で決定にしたい。再度確認すると、2人会派は持ち時間20分、4名のところは30分、6名のところは40分、8名のところは50分ということでよろしいか。

(「はい」という声あり)

ではそれで決定したい。一問一答については今回の議題に上がっていないことなので、次回でよいか。

岡本委員

どうも雰囲気で、持ち帰らなくても。会派代表者質問は一問一答 方式にしなくてもよいようなところもあるのだろうと思っている。 持ち帰りではなくここで決めたらどうか。

笹田委員長

ということだが、よろしいか。

柳楽委員

最大会派が50分で一問一答はなかなか難しいのではないかと思う ので、これまでどおり一括でよいのではないか。

牛尾委員

そもそも代表質問に一問一答はなじまないと思っている。一問一答は個人一般質問でしっかりやっていただき、会派の意向や天下国家を論じるのは一括質問ではないかと思う。現行のままでよい。

笹田委員長

そういう意見が多いので、代表質問は一括質問一括答弁でよろしいか。

(「はい」という声あり)

5 浜田市議会申し合わせ事項の一部改正について

- 浜田市議会委員会条例(委員の発言、委員長の発言)

笹田委員長 11月20日の議会運営委員会での改正案について、文言の一部変更

が提案された。本日はその案について確認いただきたい。タブレットに配信された内容をご確認いただきたい。この文面について意見があれば発言をお願いする。

牛尾委員 笹田委員長 この変更案でよいかと思う。

ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

では、この一部改正で申し合わせ事項に追加してよろしいか。

(「はい」という声あり)

6 令和3年1月以降の行政視察の取扱について

笹田委員長

9月29日の議会運営委員会において、12月末までは受入れも訪問も行わないことを決定し、1月以降については現在の状況を踏まえて改めて検討することとしている。本件について議長のご意見を伺いたい。

川神議長

この件については当面12月末までは行くこともお迎えすることもしないと決定している。

実はつい先日までは、1つの方法とすると中国管内に限り、公共 交通機関を使わず市所有バスの日帰り範囲内で、研修に少しでも行 けばと提案しようと思っていたが、現在、松江、安来、また広島で もクラスターが発生している。そういった中、事務局に受け入れ状 況を調べてもらったが、ほとんど受け入れをしないとのことだった。 受け入れと確認できたのは広島市、岡山市、松江市など感染が増え ているところであった。おおむね受け入れを控えさせていただくと のことだったので、冒頭に言った私の提案は現実味を帯びない。

皆にお諮りしたいのは、このような状況なので、1月も厳しい。2 月、3月は議会等々があるので、令和2年度、3月末まではこのまま の状態を延長して様子を見たいと私からは提案したい。皆にご審議 をお願いする。

笹田委員長

令和2年度3月いっぱいまで委員会の視察など行政視察は中止すべきという提案だったが、何か意見はあるか。

(「なし」という声あり)

議長の提案どおり、3月末まで行政視察を延期するということで ご理解いただいてよろしいか。

(「はい」という声あり)

7 その他

(1) 議会運営委員会主催議員研修会の日程及び内容について

笹田委員長 近重書記から説明をお願いする。

近重書記 (以下、資料をもとに説明)

笹田委員長説明が終わった。何か質問はあるか。

(「なし」という声あり)

(2) その他

笹田委員長 古森局長 そのほか、古森局長から説明をお願いする。

1つ戻って確認させていただきたい。仮通告の調整はなしという確認をしていなかったような気がするが、よろしいか。

(「はい」という声あり)

最終日の議会運営委員会でお話ししようと思っているが、3月定例会議の日程の関係で、今個人一般質問を20分でさせてもらっているがこれを3月のときも継続するのか。継続した場合は代表が5人、残りの18人が一般質問をするとなると、3日間で個人一般質問が終わる形になる。もし30分に戻すなら4日間必要になるかと思うので、最終日でもよいが、もしここで決定いただければと思う。

笹田委員長

今議会もそうだが、個人一般質問は1人20分でやらせてもらっている。3月については、もちろん先ほど会派代表質問についても分数を減らしたので、引き続き、こういう状況なので20分という形でやれたらという思いがある。皆の意見を聞きたい。

岡本委員

コロナ禍で20分にしようと決めた。まだコロナ禍である以上は20 分でやるべきだと思う。

笹田委員長

ほかに意見はあるか。

(「なし」という声あり)

では3月定例会議も同じように1人あたり20分でお願いする。その際に局長が言われたように、日程を3日間に短縮することとしてよろしいか。

(「はい」という声あり)

古森局長

もう1点、9月の時に高速情報通信基盤整備事業の補正予算約18億円の話があったと思うが、この工事請負契約について追加提案できればとのことだった。しかし国からの内示が下りてない状況なので、今日の追加提案の説明も出なかった。もし内示が今会期中に出れば再追加提案になる可能性がある。今会期中にもし間に合わなければ年内の臨時会議の可能性もあることを、お知らせだけしておく。

笹田委員長

今の局長からの説明についてはよろしいか。

(「はい」という声あり)

ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

次の日程は12月16日(水)、全員協議会終了後ということでよろ しいか。

(「はい」という声あり)

最後にお願いだが、今日議論し決定した内容については各会派で しっかり説明をお願いする。よろしいか。 (「はい」という声あり)) 以上で議会運営委員会を終了する。

[16 時 29 分 閉議]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。 議会運営委員会委員長 笹 田 卓